

河北町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を未然に防止することにより、高齢者の安全運転に資するため、自身が使用する自動車に後付け安全運転支援装置を購入及び設置する高齢者（以下「補助対象者」という。）に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後付け安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進抑制装置（ペダル踏み間違い急発進抑制装置）をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 後付け安全運転支援装置を設置することが可能であるもの
 - イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
- (3) 装置取扱事業者 後付け安全運転支援装置の販売及び設置ができる事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、第6条に規定する補助金の交付申請をする日の属する年度の3月31日現在で満65歳以上となる者
- (2) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者
- (3) 後付け安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者
- (4) 町税等の滞納がない者
- (5) 転売等を目的として後付け安全運転支援装置を設置する者でないこと。
- (6) 個人の用途に供する自家用自動車に後付け安全運転支援装置を設置する者
- (7) 河北町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等、暴力団密接関係者でない者

- (8) 後付け安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、装置取扱事業者から説明を受けた者
- (9) 後付け安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、町が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (10) 装置設置後1年以上その装置を使用する者。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 事故、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
 - イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許証を返納したとき。
 - ウ その他町長が認めたとき。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、後付け安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付 50,000円
 - (2) 障害物検知機能なし 20,000円
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費には、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。
- 4 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、河北町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 後付け安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し（申請者と後付け安全運転支援装置の設置に係る契約を締結した装置取扱事業者の発行したも

のに限る。)

- (4) 後付け安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(手続代行者)

第7条 申請者は、前条に定める交付申請書の提出及び第9条に定める実績報告の提出について、装置取扱事業者に対して依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を誠実に実施するものとする。

(交付決定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、河北町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、河北町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 後付け安全運転支援装置設置証明書(様式第4号)
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、河北町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、前条による額の確定通知書を受領後、速やかに河北町後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書(様式第6号)を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(検査等)

第12条 町長は、交付決定者に対し補助対象事業に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。